

平成30年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 立科町
 本事業の担当部局名 企画課企画振興係

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	立科町結婚新生活支援事業		
実施期間	交付決定日 ~ 平成31年3月31日		
所要見込額	900千円 補助率： 1/2 （交付金所要額： 450千円）		
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	立科町「総合戦略」においては、保健・福祉の充実を図るための施策として、 ・心とからだの健康支援・母子保健事業の充実・地域医療体制の充実・地域福祉の充実・高齢者福祉の充実・介護サービス事業の充実・障がい者福祉の充実 等の施策を掲げ、総合的に推進しているところである。本事業のうち結婚支援に係るものについては、前記のうち「地域福祉の充実」の具体的な施策となる結婚支援の充実に位置づけられている。		
個別事業の内容	1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に対する支援を行う。 【算出根拠】 10件（支給見込世帯数）×30万円（補助上限額）×1/2（補助率）=1,500千円 ・10件=①22件×②75.9%×③60.5% ・ただし、10件のうち、予算の制約により、今回の対象世帯は3件とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。 3件×30万円×1/2=450千円 ①平成28年立科町年間婚姻件数 ②「平成28年人口動態統計」平成28年に結婚生活に入った夫婦共に34歳以下の世帯割合75.9% ③「平成28年国民生活基礎調査」平成28年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 34歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が550万円以下（所得換算約340万円）の世帯の割合60.5% 2 引越費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越費用に対する支援を行う。 ※立科町独自要件（要件緩和分については一般財源で対応する。） ・年齢要件を「夫婦いずれかの婚姻日における年齢が40歳未満」に緩和		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	・支給世帯実績/支給見込み世帯数の割合:100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」:60% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」:80%	
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	長野県の公共施設等でのチラシ配布を行うとともに、県HPでの広報を行う。	
	・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	引越業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。	
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)	
	・委託契約の有無及び契約方式	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 <input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無	

	<input type="checkbox"/> ①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) <input type="checkbox"/> ②競争入札方式 <input type="checkbox"/> ③随意契約 [事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]
・システム等導入に係る管財部局の確認	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有の場合の担当部局:

(注)

1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「うち交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千位未満切り捨て)を記入すること。

2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、各区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。

3 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載する。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、毎年、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)

5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。

6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。

7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関連部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。

8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。

9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。